

## 茅ヶ崎市国民健康保険条例及び茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の改正について

令和8年度からの制度改正を行うため、改正政令の通知が公布されました。

これに伴い、所要の規定を整備するため、令和8年第1回市議会定例会において、茅ヶ崎市国民健康保険条例（以下、「条例」という。）の改正を予定しています。また、あわせて茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の改正も予定しています。

改正の概要は次のとおりです。

### 1 茅ヶ崎市国民健康保険条例の改正

#### (1) 子ども・子育て支援納付金分保険料の徴収開始

令和8年4月から子ども・子育て支援金制度が開始することに伴い、子育て世帯を支える支援金として、子ども・子育て支援納付金分を国民健康保険料とあわせて徴収することとしました。

「子ども・子育て支援金制度」とは、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。支援金は児童手当の拡充などの事業に充てられます。

子ども・子育て支援金は、加入する医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険）ごとに令和8年4月分から拠出するものになります。

#### (2) 賦課限度額の引き上げ及び軽減対象の拡大

##### ア 保険料の賦課限度額の引き上げ

保険料負担の公平性の確保及び中間所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、令和7年度に引き続き保険料賦課限度額の引き上げが行われます。

中間所得層の負担軽減に配慮するため、保険料賦課限度額について、医療給付費分で1万円引き上げられ67万円に、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は据え置きとなります。また、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は3万円となります。

条例第22条（基礎賦課限度額）において規定されている保険料賦課限度額について改正を行い、第36条の6（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）において新たに規定することとします。

##### イ 保険料軽減対象世帯の拡大

社会保障と税の一体改革における医療保険制度改革のひとつとして進められている

低所得者の保険料軽減に対する財政支援の強化として、平成 26 年度から保険料軽減対象世帯を拡大するための所得判定基準額の引き上げが行われています。

保険料のうち被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減するための所得判定基準額は、5 割軽減世帯は、軽減判定所得の算定における被保険者数に乘じる基準額を 30 万 5 千円から 31 万円に、また、2 割軽減世帯は、軽減判定所得の算定における被保険者数に乘じる基準額を 56 万円から 57 万円に引き上げられることとなったものです。

基準額の引き上げに伴い、軽減対象世帯の増加が見込まれることから、保険料収入が減ることが予想されますが、軽減された保険料については、保険基盤安定制度により財政補填が行われることとなります。

条例第 41 条(低所得者の保険料の減額)において規定されている基準額の改正を行います。

## 2 茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の改正

### (1) 保険料の減免に係る改正

茅ヶ崎市国民健康保険条例の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額についても、基礎賦課額の被保険者均等割額等と同様に、減免することとします。